

保護観察官の採用案内

1 保護観察官の職務の内容、身分、給与

(職務) 保護観察官は、医学、心理学、教育学、社会学その他の更生保護に関する専門的知識をいかし、「更生保護法」(平成19年法律第88号)その他の関係法令に基づき、保護観察その他犯罪者や非行少年の更生保護及び犯罪の予防並びに犯罪被害者等の施策に関する業務に従事します。

(身分) 身分は、一般職の国家公務員です。国家公務員は、国家公務員共済組合に加入し傷病に際して給付等が受けられるほか、厚生年金制度の適用等の制度が整備されています。

(給与) 行政職俸給表(一)が適用され、初任給は資格・経験等を勘案して決定されます。保護観察官に任命されると俸給の調整額が加算されます。

また、毎月の俸給のほか各種手当(期末・勤勉手当(ボーナス)、扶養手当、地域手当(勤務庁所在地により異なる)、通勤手当、住居手当等)が支給されます。

2 勤務時間・勤務地等

(勤務時間) 原則として1日7時間45分・週休2日制で、年次休暇(年間20日)等の休暇制度があります。ただし、夜間勤務、休日勤務等の宿日直勤務を含む不規則勤務を行う場合があります。

(勤務地) 採用予定庁での勤務のほか、地方更生保護委員会や他の保護観察所等で勤務する機会があります。

なお、異動は、原則として選考を行った北海道地方更生保護委員会事務局及び同地方更生保護委員会管内の保護観察所を中心に行われますが、昇任に応じて異動の範囲は広がります。

(昇任) 保護観察官として職務に従事した後、勤務成績に応じて統括保護観察官、首席保護観察官、保護観察所長等に昇任する可能性があります。

(研修) 採用後の適当な時期に新任の保護観察官を対象とする研修を受講するほか、その後も保護観察官としての勤務経験や職務に応じた研修を受講する機会があります。

3 採用案内

(採用予定) 令和6年5月1日に、旭川保護観察所で1人採用する予定です。

(応募要件) 次の要件を満たすことが必要です。詳しくは応募先にお問い合わせください。

(1) 福祉等関係機関との調整等に関する専門的知識を有すること、及び、面接等を通じて被面接者等が有する問題性等を把握する業務の経験を有することのほか、業務の対象となる犯罪をした者や非行のある少年の円滑な社会復帰とその指導等に熱意と関心を有すること。

なお、公認心理師、臨床心理士、精神保健福祉士又は社会福祉士のいずれかの資格を有することが望ましい。

(2) 対人援助職として8年以上の実務経験を有すること。

(3) 大学卒業以上の学歴を有すること、又は大学を卒業した者と同等と認められる資格を有すること。この場合において、「大学を卒業した者と同等と認められる資格を有する」者は、平成23年人事院公示第18号の2の一に該当する者とする。

(選考方法) 選考は、(1) 書類選考、(2) (書類選考の合格者に対する) 北海道地方更生保護委員会における面接により行われます。採用は、面接合格者の中から決定されます。

(応募手続・応募期間・面接日程・問い合わせ先等) 別紙を参照してください。

(別紙)

応募手続等

1 応募用紙の請求先・応募先

北海道地方更生保護委員会 (請求先、応募先)	〒060-0042 札幌市中央区大通西12丁目 Tel (011) 261-9907
---------------------------	--

※ 郵便で応募用紙を請求する場合は、封筒の表に「保護観察官応募用紙請求」と書き、必要な切手(94円分)を貼った返信用封筒(返信のための宛先を明記すること)を同封し、上記の請求先である北海道地方更生保護委員会宛てに送付してください。

2 申込方法

「保護観察官採用試験受験申込書」に必要事項を記入(「留意事項」、「記入例」をよく確認の上、御記入ください。)した上、必要書類(履歴書、志望理由書)を添付し、上記の応募先である北海道地方更生保護委員会に、できるだけ郵送で提出してください。

なお、受験に際し、身体等に障害があるため特に何らかの配慮を希望される方は、受験申込時にその旨を申し出てください。

3 応募期間

令和6年2月5日(月)から令和6年3月5日(火)まで(郵送の場合、締切当日消印有効)

4 面接の会場・日程

	会 場	日 程
面接	北海道地方更生保護委員会	令和6年3月中旬

※ 書類選考合格者に対し、別途面接日時を通知します。

5 採用予定庁、採用予定数及び必要な実務経験年数

採用予定庁	採用予定数	必要な実務経験年数
旭川保護観察所	1人	対人援助職として8年以上

※ 職務内容や勤務形態によっては、実務経験年数として加算されない場合があります。

6 選考の結果

個別に通知します。

7 応募ができない者

日本の国籍を有しない者又は国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者(禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者、一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者)は、応募することができません。